

であることからして、結局、右予備的申立ても右と同様に妥当性に欠けるものといわざるを得ない。したがって、債権者らの資産価値の下落による損害を回避するために本件仮処分命令を求めることは、保全の必要性の見地からしても許されないとはいへない。また、保全の必要性に関する後者の主張が失当であることは前記三で説示したとおりである。

4 なお、右認定の本件仮処分命令申立てに至る経緯からすると、本件仮処分は、債権者らにおいて分譲価格の値下げによる差額相当の損失の補填を図ることも目的としていることが明らかであるから、民事保全との関連で以下において判断することとする。

債務者において債権者らの資産価値の減少は、バブル経済の崩壊による不動産価格の急激な下落が原因であると主張するけれども、前記の別紙「債務者会社の値下げの経緯」に記載のとおり、その原価は明らかではないけれども、債務者が分譲物件について設定した当初価格から値下分を控除してもなお相当額の利潤が残るものであることは容易に推測できることからすると、この差額は適正な利潤を上回る利益を顧客の損失において利得しようとしていたものであるとの疑いが生じる。バブル経済の崩壊による損失は、顧客においては相当に高額なものを買わされたことによるそれであるのに対して、売主においては相当な利益を儲け損なうたというものであることからすると、債権者らにおいてその差額の返還を要求したい心情は十分に理解できる。し

かしながら、その差額の返還を法律上求めることができるかどうか、そしてこれができるとしてもその金員返還請求権を被保全権利として本件のごとき仮処分が許されるかどうかは別問題である。本件においては差額返還請求権なるものが被保全権利として主張されていないし、またその疎明もされていないのでその存否についての判断を留保せざるを得ないが、仮にその法律構成はともかくとして、債権者らにおいて債務者に対する差額に相当する金員の支払請求権が認められるとしたときに選択されるべき民事保全としては、その請求権の仮の実現を図らなければならぬという緊急の必要性がある場合には金員支払仮処分により、そのような緊急の必要性がないが将来の強制執行の保全措置をとっておく必要があるときには債務者の財産に対する仮差押えによるべきものであって、申立ての趣旨第一項のごとき仮処分は、民事保全の本来の趣旨目的に反するものであって許されないとすべきである。

第四 結論

以上の次第で、債権者らの本件仮処分命令申立ては、いずれも被保全権利並びに保全の必要性についての疎明がないからこれを却下することとして、本文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 宮城雅之 裁判官 岸本一男 山本和人)

別紙 物件目録(略)

中国でなされた仲裁判断について日本での執行判決が認容された事例

二 右執行判決に際し、中国民事訴訟法が定める要件の充足が必要とされるか否か(消極)

(消極)

執行判決請求事件、岡山地裁平四(ワ)八号、平5・7・14民二部判決、認容(控訴)

Xは、中華人民共和国の企業法人であり、Yは日本の法人である。Yは、編み袋生産設備をXに納入したが、その性能等が所期の仕様に合致しないことや契約違反があったとして、XとYとの間の仲裁の合意に基づいて、XがYに対して北京の中国国際経済貿易仲裁委員会に仲裁の申立てを行った。同委員会は、Yに対し、Xに対する損害賠償等を命じる仲裁判断を行い、この仲裁判断が確定したので、XがYに対して日本における仲裁判断の執行判決を求めたのが本件である。この請求に対して、Yは、日本と中国の間の日中貿易協定及び日本と中国双方が加盟している外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(ニューヨーク条約)においては相互主義の原則が採用されており、この観点からすると、日中一方の国で下された仲裁判断が他方の国で承

認、執行される場合にはその要件が同一であることを要するところ、中国民事訴訟法には仲裁判断の執行申立期間の制限があつて本仲裁判断の承認、執行の申立てはこの要件を満たしていないので、棄却されるべきである旨主張して争った。本判決は、ニューヨーク条約及び日中貿易協定上、外国仲裁判断の承認、執行の手續は、その判断が援用される国の法律に従うことで足り、それ以上に関係各国共通の基準を定めているものではなく、従って、Yが主張するような中国における仲裁判断の日本における承認、執行については中国の民事訴訟法の規定に従うべきことを要求するような過度の相互主義を採用していないと判示して、本件仲裁判断はニューヨーク条約及び日中貿易協定に合致し有効である以上、日本法に従つて、本件仲裁判断に基づく強制執行を許可するのが相当であるとして、Xの請求を認容し、執行判決を行った。

いわゆる外国仲裁判断の日本における承認、執行については、日本が加盟している多国間条約や仲裁について定める二国間条約があればこれらの条約に従い、それらが存在しないときには日本の国内法による(もともと渉外的仲裁については外国判決の承認、執行に関する民法二〇〇条のような規定がないため、民法八〇一条および八〇二条がそのまま適用されるのかにつ

いては争いがあるが、本判決とは直接関係がないので省略する。学説の状況については注解民法五・四七二(参照)ものとされている。なお、一口に外国

仲裁判断といっても、内国仲裁判断と外国仲裁判断を区別する基準につき手続地法説と準拠法説の対立があるとしており(小山・仲裁法二二九)、これらの各条約がそれぞれその適用範囲を確定するための定義規定を置いているので(ニューヨーク条約一条一項)、

これによつて当該条約の適用の有無が定まることになる。本件の仲裁判断については日中貿易協定およびニューヨーク条約が適用されることについては異論はなく、また、これらの条約に定める拒否要件の存在についても被告から主張立証がないため、本件の唯一の争点はこれらの条約に被告が主張する

ような厳格な相互主義の適用があるか否かということに限られることになった(ニューヨーク条約に基づく執行判決のなされた事例としては、大阪地判昭58・4・22本誌一〇九〇・一四六がある)。本判決の判断については異論のないところと思われるが、中国でなされた仲裁判断の日本における執行判決が認めされた初めての事例であり、また、新聞等にも取り上げられた事件でもあるので紹介する。

なお、ニューヨーク条約の適用については阿川「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約について」ジュリ二

三一・一八、その他前掲注解五・四九九の注二四六に掲記の文献を参照されたい。

《参照条文》

- 一、二につき、民法八〇二条、ニューヨーク条約三条、日中貿易協定八条

《当事者》

原告 浙江省軽工業品進出口公司  
 右代表者 周 芳 根  
 右訴訟代理人 弁護士 佐々木 静 子  
 被告 株式会社 タケヤリ  
 右代表者代表取締役 武 鐘 和 夫  
 右訴訟代理人 弁護士 高 木 喜 孝

【主文】

一 中華人民共和国国際経済貿易仲裁委員会が一九九一年一月三日日付でなした別紙記載の仲裁判断に基づいて原告が被告に対し強制執行をすることを許可する。

- 二 訴訟費用は被告の負担とする。
- 三 この判決は仮に執行することができ

【事実】

- 一 請求の趣旨
- 二 請求の趣旨に対する答弁
- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第二 当事者の主張

一 請求原因  
 1 原告は中華人民共和国(以下単に「中国」という。)の法人(企業法人)であり、被告は日本国の法人(株式会社)である。

2 原告は被告との間で、一九八五年五月一二日、被告の編み袋を生産する設備を導入する契約を締結し、右契約から生じる紛争については中国国際経済貿易仲裁委員会の仲裁により解決する旨合意した。

3 右契約の履行につき紛争が生じ、両当事者の協議による解決を試みたが話し合いがつかなかったため、原告は一九九〇年三月二二日中国国際経済貿易仲裁委員会に仲裁の申請(事件番号(九一)貿仲字第〇三七五番)をなし、右仲裁委員会は一九九一年一月三〇日別紙記載の仲裁判断(以下「本件仲裁判断」という。)をし、本件仲裁判断は確定した。

4 日本と中国の間には、日本国と中華人民共和国の間の貿易に関する協定(昭和四九年六月一五日条約第四号、以下「日中貿易協定」という。)が存し、両国は外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(昭和三六年七月一四日条約第一〇号、以下「ニューヨーク条約」という。)に加入している。

5 原告は当裁判所に対し、ニューヨーク条約に従い正当に認証された本件仲裁判断の原本及び中国駐大阪総領事館領事による証明を受けた本件仲裁判断の日本語への翻訳文を提出した。

よつて原告は被告に対し、右協定及び条

約に基づき、本件仲裁判断につき執行判決を求める。

二 請求原因に対する認否

1 請求原因1は認める。

2 同3のうち中国国際経済貿易仲裁委員会が一九九一年一月三〇日、原告被告間の仲裁申請(事件番号(九一)貿仲字第〇三七五番)につき、本件仲裁判断をし、被告が送達を受けたことは認める。

三 被告の主張

日本は一九六一年ニューヨーク条約加入にあたり同条約一条三項による宣言を行い、同条約の適用を受ける外国仲裁判断を同条約加入国の領域においてなされた仲裁判断に限定し、中国も同条約に加入するに際し同様の留保を行っているから、日本及び中国は外国仲裁判断の承認及び執行に関し相互主義の原則に基づくとしている。またニューヨーク条約七条は同条約締結国が締結する仲裁判断の承認及び執行に関する多数国間又は二国間の合意の効力に影響を及ぼさない旨を規定している。日本は中国との間で、日中貿易協定を締結しており、同協定は前文において明示するように相互主義の原則に立脚している。ニューヨーク条約及び日中貿易協定の相互主義の観点からすれば、日本の仲裁判断が中国で執行される場合と、中国の仲裁判断が日本で執行される場合とは、その要件は同一でなければならず、中国が日本の仲裁判断の承認、執行に関し何らかの制限を有する場合には、日本は同様の制限のもとに中国の仲裁判断の承認、執行をすればよいこととなる。

日本の仲裁判断を中国で執行する場合に  
は、中国民事訴訟法二九六条により中国の  
人民法院に仲裁判断の承認、執行を申し立  
てることになるが、中国民事訴訟法二一九  
条によれば、当事者双方が法人である場合  
には右執行の申立期間は六か月であり、本  
件申立ては履行期間の最終日から六か月を  
経過した後に申し立てられているから、中  
国民事訴訟法によれば棄却される申立てで  
ある。よってニューヨーク条約及び日中貿  
易協定の相互主義の観点から、本件申立て  
は中国民事訴訟法の執行申立期間の制限に  
より棄却されるべきである。

四 被告の主張に対する原告の反論

本件申立てはニューヨーク条約が定める  
仲裁判断の執行判決を求める要件を全て具  
備している。また中国民事訴訟法二一九条  
は、中国の法院において中国の仲裁機関が  
下した仲裁判断を執行する場合の規定であ  
り、中国の仲裁機関が下した判決を外国の  
裁判所で執行する場合や外国の仲裁機関が  
下した判決を中国で執行する場合には適用  
されないから、被告の主張は失当である。

第三 証拠略

【理由】一 請求原因1の事実及び中国  
国際経済貿易仲裁委員会が一九九一年一月  
三〇日、原告被告間の仲裁申請（事件番号  
（九一）貿仲字第〇三七五番）につき、本  
件仲裁判断をし、被告が送達を受けたこと  
は当事者間に争いがなく、証拠略によ  
れば、請求原因2、4の事実及び原告、被告  
間の契約の履行の紛争につき話し合いが  
つかなかつたため、原告は一九九〇年三月二  
二日中国国際経済貿易仲裁委員会に仲裁の

申請（事件番号（九一）貿仲字第〇三七五  
番）をなし、本件仲裁判断がなされ、右仲  
裁判断は確定したことが認められる。

二 請求原因5の事実は当裁判所に顕著  
である。

三 そこで被告の主張につき検討する。

前記のとおり本件仲裁判断の承認及び執  
行については、日中貿易協定及びニューヨ  
ーク条約が適用され（右条約七条一項によ  
り、日中貿易協定が優先的に適用されると  
解される部分は右協定が右条約に優先す  
る）、その限度において民事訴訟法は適用  
されないと解される。

ところで、ニューヨーク条約三条は仲裁  
判断が拘束力を持つ要件を指定するととも  
に、右要件を具備したならば、当該仲裁判  
断はその判断が援用される領域の系統規則  
に従って執行するものと規定し、日中貿易  
協定八条四項は両締約国は、仲裁判断につ  
いて、その執行が求められる国の法律が定  
める条件に従い、関係機関によつて、これ  
を執行する義務を負うと規定している。右  
各規定に照らすと、ニューヨーク条約及び  
日中貿易協定上、外国仲裁判断の承認、執  
行の系統は、その判断が援用される国の法  
律に従うことで足り、それ以上に右各規定  
が仲裁判断の執行系統につき関係国共通の  
基準を定めているものではないと解され  
る。

被告は、日中両国がニューヨーク条約一  
条三項の宣言を行っていること及び日中貿  
易協定前文（具体的には「両国間の貿易を  
平等互恵の原則の基礎の上に一層発展さ  
せ」の部分と考えられる。）を根拠とし

て、本件仲裁判断の承認、執行につき、日  
本の仲裁判断が中国で執行される場合と中  
国の仲裁判断が日本で執行される場合とで  
はその要件は同一でなければならないか  
ら、仲裁判断の執行に関する中国民事訴訟  
法の規定を考慮すべきであるという内容の  
相互主義を主張する。しかし、右条約一条  
三項の定める相互主義は、ニューヨーク条  
約を適用する仲裁判断の範囲に関する相互  
主義であり、右条約は、ニューヨーク条約  
が適用される以上、その執行はその判断が  
援用される領域の系統規則にのみ従えばよ  
いものと規定しており、他に被告主張の相  
互主義の根拠となりうる規定は存在しな  
い。

また日中貿易協定前文は右協定の基本的  
理念となる平等互恵の理念を規定してい  
るに止まり、右協定の平等互恵の具体的内容  
は第一条以下に具体的に規定されていると  
ころ、同協定八条四項は前記のとおり規定  
しているものであつて、具体的な執行系統に  
ついてまで相互主義を採用したものでない  
ことは明らかである。被告の主張は独自の  
主張であつて、採用できない。

よつて、本件仲裁判断はニューヨーク条  
約及び日中貿易協定に照らし有効であるか  
ら、日本法により本件仲裁判断に基づく強  
制執行を許可するのが相当である。

四 以上から、原告の請求は理由がある  
から認容し、訴訟費用の負担につき民事訴  
訟法八九条、仮執行宣言につき同法一九六  
条一項を各適用して、主文のとおり判決す  
る。

（裁判長裁判官 將積良子 裁判官 池田

亮一 遠藤邦彦）

別紙 裁決書

（九一）貿仲字第〇三七五番  
中国国際経済貿易仲裁委員会（原名 中  
国国際貿易促進委員会対外貿易仲裁委員  
会、以下仲裁委員会と略称）は申立人浙江  
省工業品進出口公司（原名 中国工業品進  
出口公司浙江省分公司）と申立人株式会  
社タケヤリ（原名武鐘織布株式会社）が一九  
八五年五月一二日に杭州で契約した編み袋  
を生産する設備を導入する協定書にある仲  
裁条項と申立人が一九九〇年三月二二日に  
提出した書面仲裁申請により、前述した協  
定書条項のもとで編み袋生産設備性能争議  
の本案を受理した。

仲裁委員会は仲裁規則の規定により、費  
宗禱を首席とし、唐厚志と王益英を仲裁員  
とする仲裁廷を結成し、本案を審理した。  
仲裁廷は申立人が提出した書面申立と証拠  
材料及び被申立人が提出した書面答弁と証  
拠材料を詳しく審閲し、かつ一九九〇年九  
月二七日、二八日に北京で開廷して審理し  
た。申立人も被申立人も法廷に顔を出して  
陳述し、弁論し、それに本案に関する問題  
について仲裁廷の問いに答えた。そのあ  
と、申立人と被申立人は仲裁廷の要求に応  
じて補充材料を出した。

仲裁廷は合議裁判をして、本裁決を出し  
た。

仲裁法廷の意見と裁決は以下のとおりで  
ある。

一、事件の内容略

二、仲裁廷の意見略

三、裁決

1、被申立人は一九九一年三月三十一日までに、申立人の浙江省轻工工業品進出口会社に二四、七四三、〇九〇円を支払え。そして一九八七年五月一日から実際に支払う日までの年利率八%の利息も合わせて支払え。

2、提供しなかったTOYOTA HI ACE一二席マイクロバスの補償として、被申立人は一九九一年三月三十一日までに申立人に二〇〇、〇〇〇元の人民元を支払え。当該人民元二〇〇、〇〇〇元は、支払日の為替レートによって日本円に換算して支払え。

3、被申立人は一九九一年三月三十一日までに申立人に無償でPP原料一〇トンを提供する。提供できなければ、一九九一年三月三十一日までに申立人にその補償として一、三〇一、五〇〇円を支払え。

4、申立人のその他の請求を却下する。

5、本件の仲裁費用二八、四五二・五八元は、すべて被申立人が負担する。申立人はすでに仲裁委員会に二八、四五二・五八元を前払いした。被申立人は一九九一年三月三十一日までに申立人に人民元二八、四五二・五八元を支払い、申立人の立替えた仲裁費用二八、四五二・五八元を補償しなければならぬ。

6、上述した2、3、5項の金額につき、被申立人の支払いが期限を越えれば、月利率〇・七%の金利も合わせて支払え。

▽町立中学校一年生の野球部員が練習の休憩時に熱射病に起因する心不全により死亡した事故につき、指導教諭に過失があつたとして町及び県の損害賠償責任が認められた事例

損害賠償請求事件、徳島地裁平元(ワ)三九九号、平5・6・25民一部判決、一部認容、一部棄却(控訴)

X<sub>1</sub>・X<sub>2</sub>夫婦の子であり、X<sub>3</sub>の孫であるAは、平成元年八月当時、Y<sub>2</sub>県Y<sub>1</sub>町立中学校一年生で野球部に所属していたが、Y<sub>2</sub>県が設置するグラウンドで守備練習をし、休憩中に熱中症にかかって倒れ、救急車で病院に運ばれたが、急性心不全により死亡した。X<sub>3</sub>らは、Y<sub>1</sub>町に対して指導教諭Bらに過失があつたことを理由に国賠法一条により、また、Y<sub>2</sub>県に対して、グラウンドの設置管理に瑕疵があつたこと又は教職員

の給与等の負担者として同法二条・三条により損害賠償を請求した。Y<sub>2</sub>は、B教諭らに過失があつたこと及びグラウンドに瑕疵があつたことを争つた。

本判決は、野球練習の内容が、ゴロ、ワンバウンド、ノーバウンドをミスなく各五〇回捕るまで続けるというきつものである、Aは捕球に難があつて、他の部員よりも時間がかかり、

最後には這いつくばって球を捕る有り様で、その後フラフラしながら歩いてきたこと等の事実を認定し、真夏の炎天下に日差しを遮る木立のない河川敷のグラウンドにおいて、指導教諭としては、部員が暑さと激しい運動により熱中症にかかることのないよう適宜休憩を取らせ、水分を補給させ、部員に熱中症を窺わせる症状が見られたときに、直ちに練習を中止し、涼しい場所へ安静にさせ、体温を下げる手立てをとるなどの準備をすべき義務があつたと認定し、Y<sub>1</sub>の国賠法一条、Y<sub>2</sub>の国賠法三条による賠償責任を肯定した(但し、X<sub>3</sub>の請求は棄却され、Y<sub>2</sub>らの過失相殺の抗弁は排斥された)。

体育の授業又は課外活動中における事故の事例は数多く見られるが(伊藤川織田「学校事故賠償責任の判例法理(2)」判評三四八(本誌一二五六)・一五七以下参照)、指導教諭としては、生徒の健康状態、気象条件、練習内容等に照らし、危険の予測及び事故の防止について格段の配慮が望まれるところである。特に夏期、炎天下での激しい運動は、熱中症等の急性症状によつて心不全を起こす可能性があることはよく知られている。この種の事故で国賠請求が認容された事例としては、千葉地判平3・3・6本誌一四〇七・一〇八(相撲)等がある(なお、野球の練習時の事故の事例としては、東京地判平4・3・25本誌一四四二・一一一、浦

和地判平4・4・22本誌一四四九・一二三、宇都宮地判平4・12・16本誌一四六一・一二九、広島高判平4・12・24判タ八二三・一五四等参照。本件は、部活動中の生徒の熱中症について指導教諭に過失を認め、事例として参考となる。

△参照条文△ 国賠法一条・三条

△当事者△ 原告 藤 憲 二

△ほか二名△

右三名訴訟代理人弁護士

小 柴 文 男

被 告 穴 吹

右代表者町長

佐 藤 宏 史

被 告 徳 島 県

右代表者知事

三 木 申 三

右二名訴訟代理人弁護士

小 出 博 己

右訴訟復代理人弁護士

豊 永 寛 二

右被告徳島県指定代理人

高 橋 寛

△ほか一三名△

【主文】

一 被告穴吹町及び同徳島県は、連帯して、原告内藤憲二及び同内藤美代子各自に対し、金二三五九万一一七九円及び内金二四九万一一七九円に対する平成元年八月九日から、内金二一〇万円に対する本判決言渡の翌日から、それぞれ支払済